

# 公教育の中立性

公立の学校では、中立性が求められる。教師の考え方や行動にも中立性が求められ、子ども達や保護者からも教師の姿勢が見られているということ意識しておかなければなりません。学校における中立性とはどのようなものか考えてみましょう。

## 1 政治的な中立

### (1) 政治活動の禁止

学校の校長及び教員は、教育上の地位を利用して選挙運動をすることはできない。

(例) 特定の候補者への投票依頼、勧誘、選挙用ポスターなどの掲示。

### (2) 特定の政党との関係

(例) 政治家との親密な交友関係・会食注意、特定の政党への批判的な発言

- かつて学校に、夫が政治家という事務さんがいました。その夫が選挙に立候補して選挙運動をしている時の話です。夫婦とはいえ事務さんは公務員です。どこまで関われるのかという思いがあり、聞いたことがあります。「TVではよく、選挙事務所で万歳をしている時に、隣に奥さんがいて挨拶したりしていますけど、そういう時はどうするんですか？」と。そうしたら返ってきた言葉は「この期間中は他人になります。」だそうです。納得してしまいました。

## 2 宗教教育

### (1) 宗教への寛容な態度

国民に定着している行事への寛容（ハロウィン、クリスマス、初詣等）

### (2) 特定の宗教教育、宗教を排斥する教育の禁止。

### (3) 宗教的活動の禁止

## 3 掲示物等で避けたいもの

### (1) ポスターの掲示、チラシ配布

学校にはいろいろな文書が届くが、中にはポスターの掲示依頼や、児童生徒への配布依頼等も入っている。それらには特定の団体や事業所の利害につながるものも含まれているため、取捨選択する必要がある。判断材料としては、後援している団体に、教育委員会やP T A連絡協議会が入っていればOK。

また配慮するものとして、自転車事故の保険がある。学校で配布、集金となれば、学校が特定の保険会社に便宜をはかっているととられかねない。保護者の中には、競合する会社の関係者がいるかもしれない。現状は、配布はするが、学校でとりまとめはしない方向で動いてはいるが、説明責任が問われるところである。

### (2) 旗の掲示

京都の修学旅行で買って来たという新選組の旗を生徒が教室に貼ってほしいという。時は大河ドラマで話題の頃、すんなり貼ってあげたいところではあるが、しかし幕末の動乱期に思想を持って戦った人々には評価が分かれるところでもあり、貼るにしても後方掲示がよからうかと。

また、担任がJリーグの熱心なファンで、好きなチームの応援旗を学級に掲示したりするのも、中立性に欠けると思われる。授業参観などで保護者が目にしたらどう思うかと考えた方がよい。

### (3) 合格祈願のお札

中学の修学旅行で京都に行ったときに、担任が北野天満宮で買ったという合格祈願のお札を黒板の上に貼っているのを見かけることがあります。それ自体は子ども達を応援する担任の思いもあり、また宗教への寛容な態度ととらえて構わないかと思いますが、貼る場所は、教室の前面は避けた方が望ましい。

### (4) カレンダーの会社名

カレンダーの下の方には、宣伝のために会社名が入っている。子ども達にとってはどうでもいいことなのだが、公平を期すなら、会社名は切っておくのがよい。特に校長室においては、外部からの来校者が訪れる場所でもあり、配慮が必要。例えば旅行業者が来校したときに、校長室にライバル会社のカレンダーが貼ってあったら、いい気分はしないであろう。

## 4 修学旅行

### (1) 神社・仏閣等の歴史的な文化遺産の見学（参拝ではない）

修学旅行の計画書や、子ども用のしおりの中に、〇〇神社参拝と表記してしまうと、拝む行為が伴うので、気をつけなければならない。あくまで見学である。

### (2) 体験学習時の注意（座禅体験は強要しない）

座禅体験を取り入れる学校は多いが、保護者の中には、信教上の理由で参加できないと言われる場合がある。そのようなときにどうするか。参加を強要はできないので、事前に保護者と十分話し合い、どこかで折り合いをつけていくしかないと思います。子どもの心に後悔や罪悪感が残らないためにも。

● 実際にはその生徒は、比叡山で他の生徒が座禅体験をしている間、講堂の外で待っていたと聞いています。

今後、外国人の子女が増え、多宗教でもあり、学校行事に宗教上の理由で参加できないということは増えることが予想されます。宗教への寛容な態度からすれば、強要はできず、個別対応となるでしょうが、迷ったときは子どもの気持ちを大事にしていく必要があるのではないかと。

## 5 授業での扱い

### (1) 子供は公平な先生が好き

子どもは敏感です。教師のちょっとしたしぐさでわかってしまうのです、公平なのかどうか。特定の子どもをかわいがったり、厳しくしたり、それをひいきととらえます。子ども同士がもめたときも、両方の言い分をしっかりと聞いてくれる先生が好きなのです。

### (2) 教科書を一切使わない授業

教科書に不満を持ち、自作教材を用いて授業をする教師がたまにいます。その効果のほどは別にして、教科書は、全国的な教育水準の維持向上を図るため、使用することが義務づけられています。したがって一切使わないのは法令違反となります。

また、子どもが転校したとき、次の学校で困ることになります。授業の進度に連続性がないからです。日本中の子ども達が同じように授業を受けられるのが中立性につながるのです。

### (3) 人権に配慮

指名する時、座席の順番に指していき、ある子どもの順番になった時に、意図的に飛ばしてしまう。その子は答えられないとわかっているから。たとえそうであっても、答えるチャンスは公平にあげなければいけない。望ましいのは、あらかじめ「こういう質問をするから、考えといてね。」とその子が答えられる質問を用意しておくような配慮があるとよい。

### (4) 職業・低所得者への差別的な発言

教師の発言で、「そんなことをしていると、こういう人になっちゃうぞ。」というような職業差別や、低所得者、職を失った人への差別的な発言はあってはならない。どんな職業も、無くていいものは無い。

### (5) 職員室のデスクに特定の生徒の写真はダメ

職員室の机のマットに特定の生徒の写真やタレントの写真をはさんでいることがあるが、掃除に来た子どもがのぞき込んで、何でと理由を聞いてくる。教室に戻って友達に話したりするので、貼るのであれば、集合写真が望ましい。

## 6 業者との関係

### (1) 特定の出版社との関係

- ・教師の実践研究を出版社に投稿あるいは出版した場合、原稿料等が発生するが、それは教員に認められた副業の範囲であり、受けて構わないが、担当者からの接待等深いつき合いはさける。
- ・教科書会社からの機関誌が自宅に送られてくることがある。これは研修資料として受け取るのは構わないが、教科書見本として献本されたものは、受け取ってはならない。これが第三者の手に渡ると、発行前に流布してしまうことになる。他に、教材、教具、書籍、雑誌、靴下、ハンカチ、ギフト券等一切の贈答品を受け取ってはならない。自宅に宅配されたら返送するのがよい。

### (2) 教材の購入

教材教具の購入は、事務担当者が正当な手続きで公正に行っているが、部活動で使う消耗品や、ユニフォーム等の選択は、担当教師や顧問に委ねられることが多い。その際、複数の業者から見積もりを取り、より安価で丈夫なもの、保護者負担を軽くする等に留意する必要がある。くれぐれも特定の業者との癒着の無いようにしなければならない。

### (3) テスト業者・教材業者との関係

市内統一の学力テストや、年度末の学級編成資料としての学力テストの採点を業者委託する際に、業者から学級名簿の提供を依頼されることがある。うっかり生年月日や住所・保護者名等の入った個人情報を提供することのないよう留意する必要がある。業者との関係は、信頼関係とはいえ、マヒしているところがあるので、一線を画す必要がある。

- 教育現場においては、多様な考えを考慮しつつも、子どもに対しても保護者に対しても、公平でなければ学校の秩序は崩壊する。公平な判断をするためには、日常的に自身の判断を客観的に見る習慣が必要。片寄った判断にならぬよう、同僚や管理職に相談するのがよい。私の場合は、妻の助言に何度助けられたことか。